

伊丹市こども総合支援センター設置運営要綱（令和6年
6月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき設置する伊丹市こども総合支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 センターは、健康福祉部保健医療推進室母子保健課及び健康福祉部生活支援室こども福祉課に置く。

（業務内容）

第3条 センターは、児童及び妊産婦の福祉に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる事業に関すること。

（職員）

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

2 センター長は、健康福祉部長をもって充てる。

（関係機関との連携）

第5条 センターは、関係機関と連携を密にし、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

（伊丹市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱の廃止）

- 2 伊丹市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和３年４月制定）は，廃止する。